

ご存じですか？



©兵庫県 2007

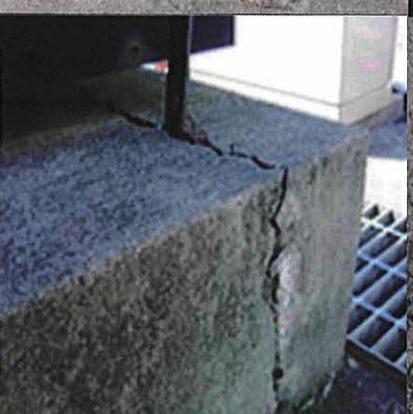
# 看板は企業の顔 安全点検が必要です

「看板」は、企業や店舗等のシンボルです。その看板が落下や倒壊による人身事故を引き起こせば、失うものは計り知れません。

こんな看板は注意。専門業者にご相談を！

- 〈1〉 設置してから専門業者に点検してもらったことがない
- 〈2〉 看板の取り付け部分が錆びている
- 〈3〉 弱い風でもぐらついている など

詳しくは裏面を  
ご一読ください



# 看板の落下・倒壊等による事故を防ぐために

老朽化した看板の落下・倒壊等による事故が全国で相次いでいます。事故が発生した場合、近隣の住民や通行人に重大な危害を与えるおそれがあります。

このような事故を発生させないために、管理者が定期的な安全点検や修繕などの維持管理を行い、常に良好な状態を保持することが重要です。

## 1. 専門業者による定期的な安全点検を行いましょう

老朽化した看板の落下・倒壊等による事故を防ぐためには、専門業者による安全点検が有効です。異常の早期発見に努めましょう。

特に強風や積雪は、老朽化した看板の落下・倒壊等による事故を引き起こす原因となります。強風や積雪の前後には、特に安全性の確認が必要です。



## 2. 必要な修繕、撤去は速やかに行いましょう

専門業者による安全点検の結果、看板の修繕や付け替えが必要となることがあります。早急に対応すれば簡単な措置で済むものも、放っておくと大規模な修繕等が必要になることもありますので、早期に専門業者に相談しましょう。

維持管理が行われていない看板は、老朽化し、腐食が発生していることもあります。このような看板は速やかに撤去・修繕等を行い、事故を予防しましょう。



## 3. 日頃から安全管理に努めましょう

事故を予防するには、日頃からの安全管理が大切です。

安全管理の重要性についてまとめた、『オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック』が一般社団法人日本屋外広告業団体連合会のホームページに掲載されていますので、参考にしてください。

看板 安全管理ガイドブック

検索



◎兵庫県の屋外広告物条例については、県ホームページをご覧ください。

兵庫県 屋外広告物条例

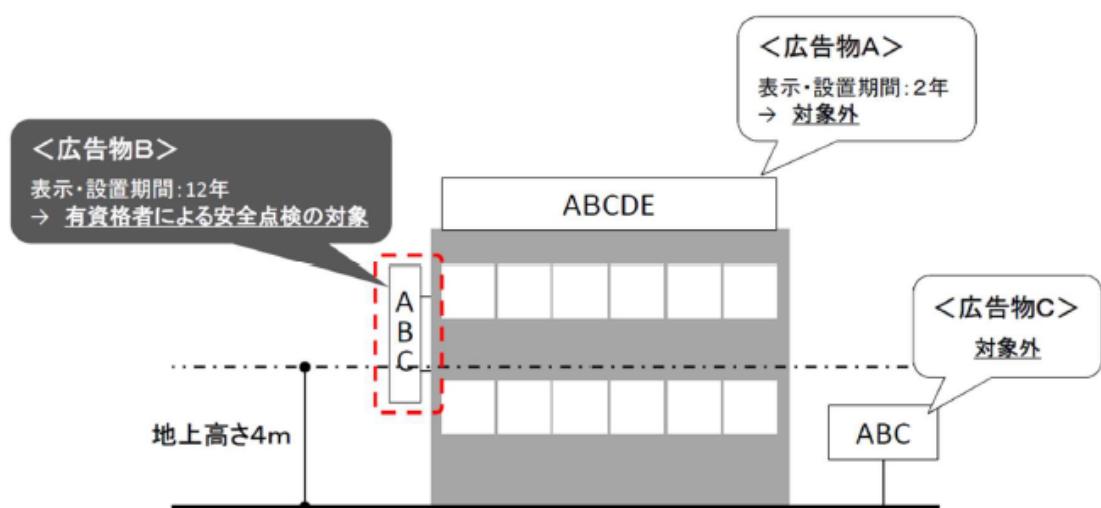
検索

兵庫県 県土整備部 まちづくり局 都市政策課 景観形成室

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

TEL (078) 341-7711 (代) 内線 4851・4852

## <例> 次のような3つの広告物を許可申請をする場合について



広告物A：上端が地上高さ4mを超えていて、表示・設置期間が2年

広告物B：上端が地上高さ4mを超えており、表示・設置期間が12年

広告物C：上端が地上高さ4m以下

広告物Bのみ、有資格者による安全点検の対象

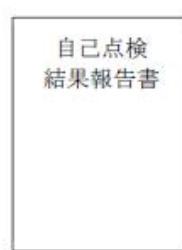
### <広告物A>



### <広告物B>



### <広告物C>



広告物Bの自己点検結果報告書には、

「安全点検結果報告書による」と記載すればOK！

許可申請書に添付

## 改善すべき異常があった場合の対応について

有資格者による安全点検は、広告物の倒壊又は落下による事故を未然に防ぐべく、改善すべき異常をいち早く発見するためのものです。

改善すべき異常が発見された場合には、安全点検を行った有資格者などから改善方法等について助言を受け、できる限り早く改善し、適正な維持管理を行いましょう！！



# 広告物の許可申請には 有資格者による安全点検が必要です

兵庫県※では、広告物の倒壊又は落下による事故防止の対策として、有資格者による詳細な安全点検を実施するよう広告主等に求めています。

広告物の設置後、一定年数が経過し、高所にある広告物については、次の手順により「安全点検結果報告書」を作成し、許可申請時に提出してください。

※神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、豊岡市及び丹波篠山市の区域は除く

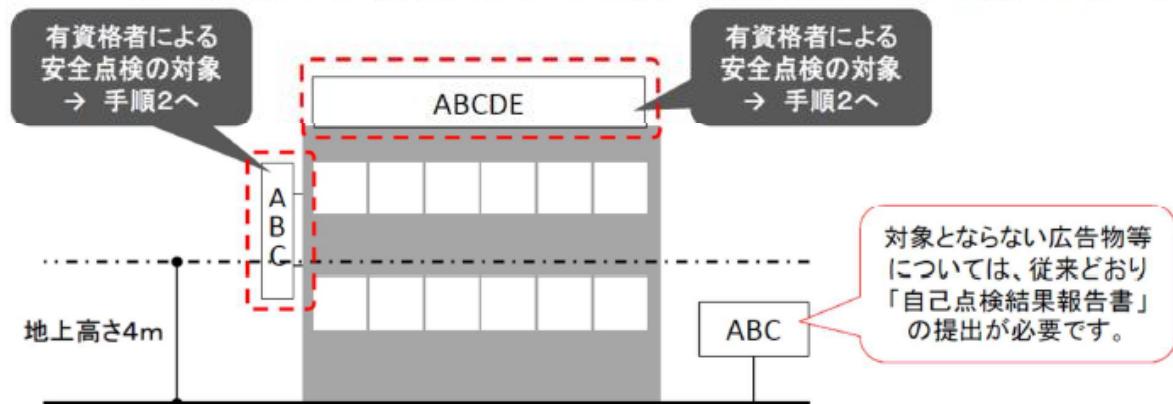
兵庫県 屋外広告物 安全対策

検索

## 手順1 有資格者による安全点検の対象かを確認します！

対象は、次の①②のいずれにも該当するものです。

- ① 当初の表示・設置から、おおむね 10 年以上が経過している【一定年数が経過したもの】
- ② 広告物等の上端が、地上からの高さ 4m を超えている【高所にあるもの】



## 手順2 有資格者に安全点検を依頼します！

安全点検を実施できる有資格者は、次のとおりです。

- ①屋外広告士
- ②点検技能講習修了者
- ③一級建築士、二級建築士
- ④その他（電気工事士等）

(参考)

兵庫県屋外広告美術協同組合（屋外広告業の事業者団体）が、点検業務受付事業者の一覧をホームページに掲載しています。

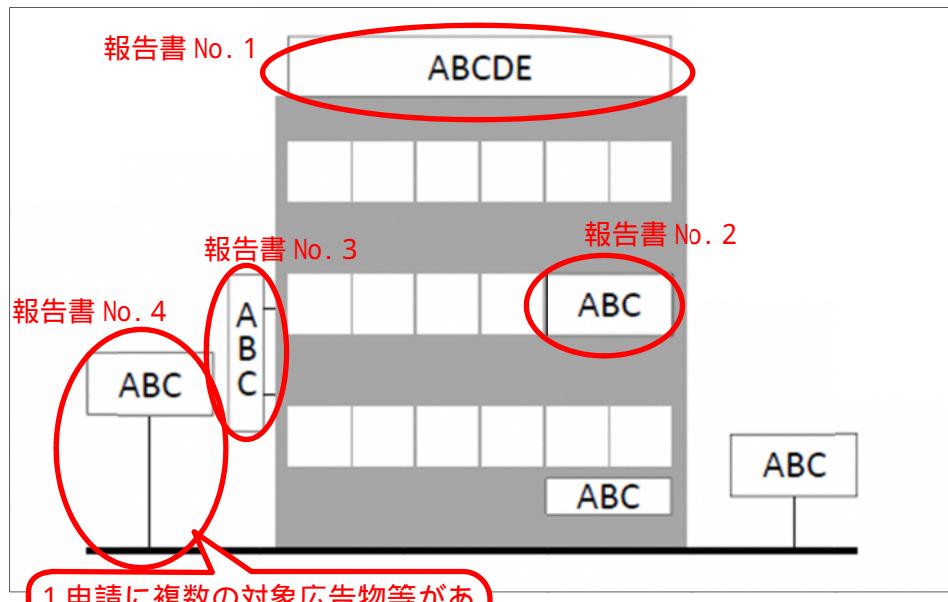
## 手順3 改善すべき異常が見つかった場合は、改善します！

安全点検を依頼した有資格者に、改善方法等を相談することが有効です。

## 手順4 安全点検結果報告書を、許可申請時に提出します！

<添付写真例>

1 安全点検を行った広告物等の全体写真



2 異常の評価が「要改善」となった箇所の写真



## <安全点検結果報告書の記入例>

安全点検の対象となる広告物等ごとに、報告書を作成してください。

1申請に複数の対象広告物等がある場合、報告書No.を記入してください。

(別記様式)

安全点検結果報告書 (報告書 No. 4) × 年 × 月 × 日

△△△ 市(町)長様

報告者 (申請者) 住 所 ○○市○丁目○番地○  
兵庫株式会社  
代表取締役 兵庫 太郎  
名 姓 号 ○○○-○○○-○○○○  
メール ○○○○○@△△△

この報告書に点検結果を記入した広告物等の種類を選択してください。

点検結果を踏まえ、適切な管理に努めます。要改善の異常について、改善予定に記載のとおり対応します。

広告物等の種類	屋上広告物・壁面広告物・壁面突出広告物・屋外広告物
表示・設置場所	△△△市△丁目△番地△
表示・設置年月日	昭和 △ 年 △ 月 △ 日 点検年月日
点検者	氏 名 神戸株式会社 神戸 花子 屋外広告業登録 無・有 (登録番号: □□□□ 登録自治体: 兵庫県 )
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び点検者の氏名)	住 所 □□□市□丁目□番地□ 電話番号 □□□-□□□-□□□□ 電子メール □□□□□□□@△△△ 資格名称 屋外広告士 点検技能講習履歴

点検者(又は点検車の所属する法人等)の業登録の有無等を記入してください。

点検箇所	点 檢 項 目	該当無の場合	異常の有・無	異常の評価	改善の概要	
					該当有	該当無
上基部基礎構造部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	該当無	有・無	経過観察・要改善	改善済・改善予定(×年×月)	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	該当無	有・無	経過観察・要改善	・基礎クラックにエポキシ樹脂充填	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の劣化	該当無	有・無	経過観察・要改善		
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	該当無	有・無	経過観察・要改善	改善済・改善予定(年 月)	
	2 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落	該当無	有・無	経過観察・要改善		
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	該当無	有・無	経過観察・要改善		
	2 溶接部の劣化、コーティングの劣化	該当無	有・無	経過観察・要改善		
広告板	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	該当無	有・無	経過観察・要改善		
	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	該当無	有・無	経過観察・要改善	改善済・改善予定(年 月)	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	該当無	有・無	経過観察・要改善	・欠落したビスを補填 ・水抜き孔を清掃	
照明装置	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	該当無	有・無	経過観察・要改善		
	1 照明装置のゆるみ、不点灯、不発光	該当無	有・無	経過観察・要改善	改善済・改善予定(年 月)	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	該当無	有・無	経過観察・要改善		
その他	3 周辺機器の劣化、破損	該当無	有・無	経過観察・要改善		
	1 付属部材(装飾、振れ止め棒、鳥よけ等)の腐食、破損	該当無	有・無	経過観察・要改善	改善済・改善予定(年 月)	
	2 避雷針の腐食や損傷、避雷針取付部の異常	該当無	有・無	経過観察・要改善		
その他	3 その他(塗料等のはく離、表示面の汚染・退色又ははく離)	該当無	有・無	経過観察・要改善		
	( )	該当無	有・無	経過観察・要改善		

異常が「要改善」の場合、改善の概要欄を記入してください。

備考1 許可の期間の更新申請に係る広告物等が複数ある場合、広告物等ごとに報告書を作成すること。点検で広告物等の全体写真(当該報告書の対象となる広告物等を明示)及び異常の評価が要改善である場合は、各概要欄を記入すること。

該当する点検箇所がない場合、「該当無」に○をしてください。

経過観察:改善が次回更新許可以降で良いもの  
要改善 :次回更新許可までに改善しておくべきもの